

厚生労働大臣が定める掲示事項

当診療所では以下の項目について厚生労働省九州厚生局へ施設基準に適合している旨の届け出を行っています。

【九州厚生局への届出事項】

● 基本診療料

・ 初診料の注1に掲げる基準【(歯初診) 第2282号】

使用する医療機器などに対し、患者さん毎・処置毎の交換や、洗浄・滅菌等、十分な院内感染の防止対策を行うなど歯科医療環境の整備を行っています。

・ 歯科外来診療医療安全対策加算1【(外安全1) 第220号】

歯科医療にかかる医療安全管理対策を実施しています。偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう、併設医療機関と連携体制を確保しています。安心安全な歯科医療の提供を行うため、自動体外式除細動器(AED)をはじめ、経皮的酸素飽和度測定器、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置等を備えています。

・ 歯科外来診療感染対策加算1【(外感染1) 第220号】

院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物資を吸収できる環境を確保しています。

● 特掲診療料

・ 歯科治療時医療管理料【(医管) 第750号】

全身的な疾患を有する患者さんの歯の治療に際し、必要な医療管理を行う体制を整えています。

・ 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算【(口管強) 第54号】

偶発症等緊急時の医療連携、地域連携、歯科訪問診療等を実施し、安心安全で、継続的な口腔機能管理を行っています。使用する医療機器などへの十分な感染対策を行うなど歯科医療環境の整備も行い、歯科疾患の継続的管理の研修、感染症対策等の医療安全対策の研修、小児・高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等にかかる研修等を修了しています。自動体外式除細動器(AED)も設置しています。

・ 在宅療養支援歯科診療所2【(歯援診2) 第472号】

訪問診療に際し、下記の医院、支援事業所や病院歯科と連携体制が確保されています。

・ 有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査【(咀嚼能力) 第608号】

咀嚼の能力を測定するため、咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えています。

・ 歯科口腔リハビリテーション料2【(歯リハ2) 第108号】

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を実施しています。

・ 手術用顕微鏡加算【(手顕微加) 第400号】

複雑な根管治療を行うために、手術用顕微鏡などを設置しています。

・ 顕微鏡加算【(根切顕微) 第379号】

手術用顕微鏡などを使い歯根端切除手術を実施しています。

・ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー【(歯CAD) 第611号】

歯科技工所と連携し、コンピューター支援設計・製造ユニット(CAD/CAM)を用いて前歯や小臼歯、大臼歯に白色の冠を作成し、補綴治療を行っています。 ※金属アレルギーの方もご相談ください。

- ・**歯周組織再生誘導手術【(GTR) 第 262 号】**

歯周病で歯周組織の破壊がひどい場合に、歯周病組織再生用の材料（保護膜）を使用し、歯周組織を回復させる治療を行っています。

- ・**クラウン・ブリッジ維持管理料【(補管) 第 260 号】**

当院で装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理に取り組んでいます。

異常があればそのままにせずお早めにお知らせください。

- ・**歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【(歯外在ベⅠ) 第 534 号】**

外来・在宅医療を行う保険医療機関として、主に歯科医療に従事する職員の賃金改善を図る体制を採ります。

- **その他**

- ・**酸素の購入価格【(酸素) 第 148561 号】**

【連携先医療機関】

○千鳥橋病院附属たちばな診療所 092-962-5211

○九州大学病院 092-642-6445